

第1回 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会 役員会

日時：令和8年7月10日（金）15時

場所：202 会議室

次 第



1 開会

2 挨拶

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長 金子 久夫

保土ヶ谷区長 神部 浩

3 議題

- (1) 保土ヶ谷の逸品について (資料1) P. 1
- (2) 令和7年度活動団体補助金制度における過大交付について (資料2) P. 6
- (3) 令和8年度収支予算書の内訳変更について (資料3) P. 9
- (4) 広報に係る制作物について (資料4) P. 10

4 その他

- (1) 令和8年度活動団体補助金制度の交付団体決定について (資料5) P. 13
- (2) パレード委員会の報告について (資料6) P. 17
- (3) 区公式マスコットのゆるバース出場について (資料7) P. 20
- (4) ほどぴーLINEスタンプについて (資料8) P. 23
- (5) 協賛金について

【事務局】

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局
(保土ヶ谷区役所地域振興課)

TEL：045-334-6308 FAX：045-332-7409

Mail：ho-chiiki@city.yokohama.lg.jp



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

©Expo 2027

保土ヶ谷区は2027年に区制100周年を迎えます

ほどがやの百選（保土ケ谷の逸品）について

1 事業概要

保土ケ谷の魅力を広く PR することを目的に、ほどがやの百選事業（保土ケ谷の逸品＋区内の名所等）を実施します。4 月の実行委員会にてご承認いただいた通り、「保土ケ谷の逸品」については、本役員会にて審査・認定を行います。

2 選考の考え方

本事業の目的を鑑み、基準を満たす商品は原則認定し、商店街を中心とした地域活性化を促進したいと考えています。

【選考基準】 ※ 保土ケ谷区内で販売されているものに限る

- ・ 保土ケ谷区で長年愛され、親しまれているもの
- ・ 保土ケ谷区産の素材が使用されているもの
- ・ 保土ケ谷区のシンボルを使用しているなど、区の特徴を活かしているもの
- ・ 保土ケ谷区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できるもの
- ・ その他会長及び区長が認めるもの

3 事業スケジュール

～6/30	逸品募集期間
7/1～	認定対象店舗に確認
7/10 ※本日	役員会：認定対象店舗・認定品の共有
7/30	逸品認定品公表（記者発表）
9/1	広報よこはま 9 月号掲載
10/31	区民まつりブース出店
2 月（予定）	冊子発行

4 資料

- （1）認定証・認定記念グッズ
- （2）保土ケ谷の逸品認定要綱
- （3）逸品候補一覧（資料 1-1、1-2、1-3）

5 その他

区商連未加入の店舗については、認定証交付時に加入についてご案内します。

保土ヶ谷の逸品 認定記念グッズ

認定された店舗に関連グッズを配付することで、事業のPR促進を図ります。

配付物：認定証、ステッカー、のぼり、ミニのぼり

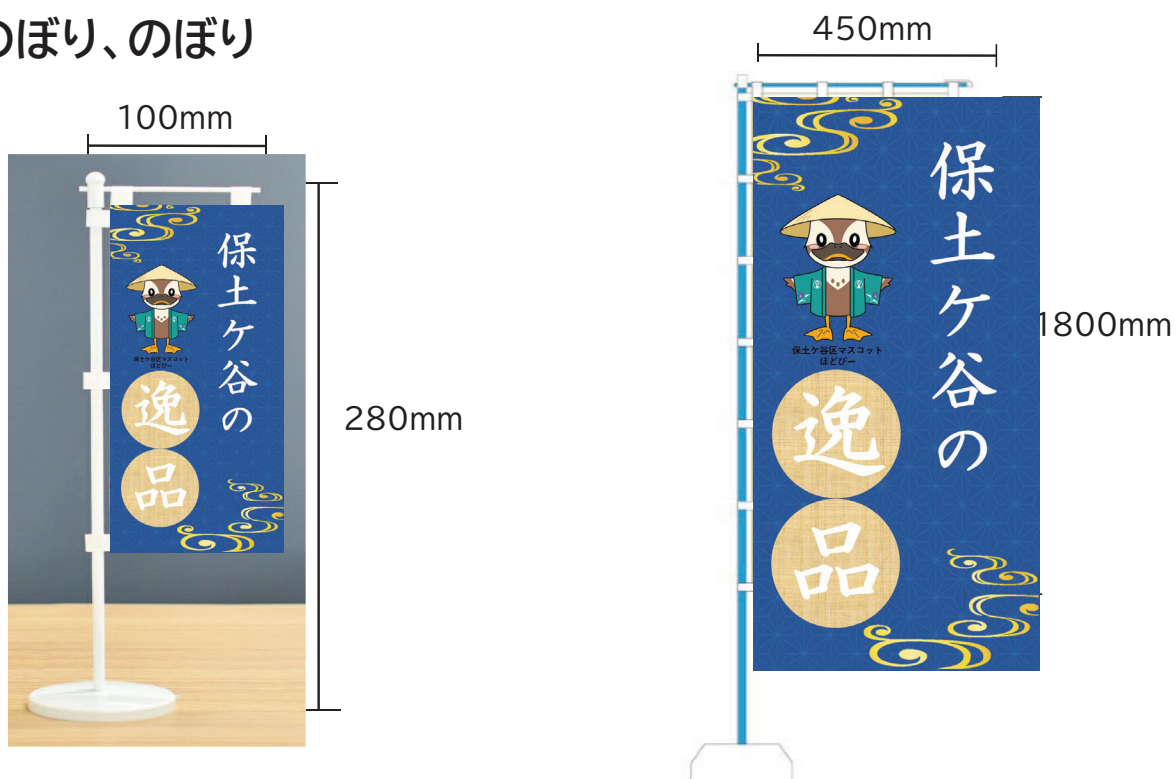
1 認定証

保土ヶ谷の逸品 認 定 証	
	
認定品名	
店 舗 名	
本品は、長く広く区民の皆様にも愛されるものと認められるため、ここに『保土ヶ谷の逸品』として認定します	
令和 年 月	
保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会会長 金子 久夫 横浜市保土ヶ谷区長 神部 浩	

2 ステッカー



3 ミニのぼり、のぼり



保土ケ谷の逸品 認定要綱

制 定：令和7年7月14日

（目的）

第1条 この要綱は、保土ケ谷区内の飲食品を保土ケ谷の逸品として認定し、商店街を中心に積極的に情報発信することで、保土ケ谷の魅力を広く PR することを目的とする。

（応募資格）

第2条 一般公募とする。応募にあたっては自薦及び他薦を問わない。

（定義）

第3条 この要綱において「認定」とは、保土ケ谷区内の飲食品を、保土ケ谷区制100周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）による審査を経て、保土ケ谷区制100周年事業実行委員会会長（以下「会長」という。）及び保土ケ谷区長（以下「区長」という。）が「保土ケ谷の逸品」として認めることをいう。

（認定対象）

第4条 認定対象の飲食物は保土ケ谷区内で販売されているものとし、新規に開発された商品も含むものとする。ただし、保土ケ谷の逸品としてふさわしくないと会長及び区長が認める場合は、認定の対象外とする。

2 1回の認定につき、1店舗1商品とし、1店舗の商品で、複数の推薦があった場合には、より票数の多い商品を認定する。票数が同数であった場合には、より多くの認定基準を満たしている商品を認定する。

（認定基準）

第5条 保土ケ谷の逸品として認定するための基準は、次に掲げるいずれかを満たすものとする。

- (1) 保土ケ谷区で長年愛され、親しまれているもの
- (2) 保土ケ谷区産の素材が使用されているもの
- (3) 保土ケ谷区のシンボルを使用しているなど、区の特徴を活かしているもの
- (4) 保土ケ谷区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できるもの
- (5) その他会長及び区長が認めるもの

（審査）

第6条 推薦商品について、実行委員会が審査するものとする。

（認定）

第7条 会長及び区長は、実行委員会による審査結果を受けて、認定基準に適合するものであると認めるときは、保土ケ谷の逸品と認定する。

2 会長及び区長は、前項の認定を行った場合は、事業者に対して保土ケ谷の逸品認定証を交付するものとする。

（認定の表示）

第8条 認定証の交付を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定品や事業所に、認定を証明する表示をすることができる。

(認定事業者の責務)

第9条 認定事業者は、区が実施する保土ケ谷の魅力発信に関する施策に協力するとともに、保土ケ谷の逸品の知名度を上げることに努め、保土ケ谷の逸品のイメージを損なうことのないよう誠実に対応しなければならない。

(認定の取り消し)

第10条 会長及び区長は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定品の販売を中止、又は廃止したとき。
- (4) その他保土ケ谷の逸品の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

HODOGAYA



令和7年度100周年事業活動団体補助金事業における 過大交付について

「いつまでも住み続けたいまち ほ도가や」を未来へ

保土ヶ谷区マスコット
ほどびー

1 事案の概要

- ・対象団体
みんなのほ도가や楽考
- ・内容
補助金を本来額より多く交付
- ・過大交付額
3,329円
- ・判明時期
令和8年5月7日
- ・発覚の契機
令和7年度保土ヶ谷区制100周年事業補助金の決算処理時



2 経緯

交付額確定の流れ

①団体からの実績報告書の提出を受ける



②事務局内で内容確認・交付額（案）を作成



③審査委員会への審査依頼（事務局案も併せて送付）

※この時点で、事務局案を41,863円（過大交付額）として送付



④審査委員から承認・否認の連絡

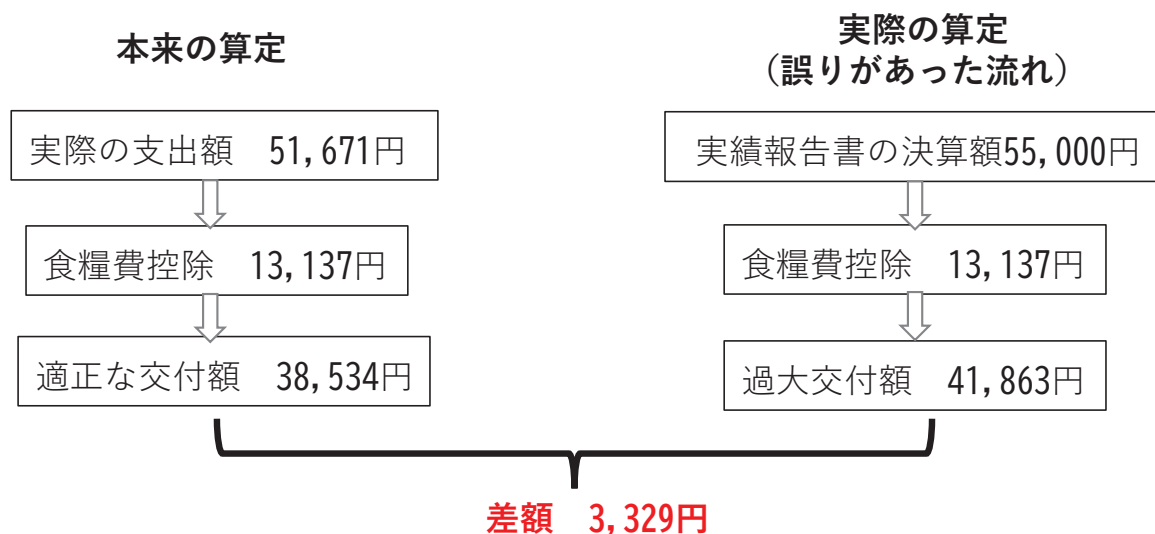


⑤交付額確定・補助金交付

2 経緯

決算書ベースで算定し、実際に支出された金額での確認が漏れていました。

本件は1団体のみで発生し、残り8団体は正しい算定で交付額を決定しています。





3 対応結果

- ・返還手続き

団体からの返還後、令和8年度分の雑入として実行委員会の口座へ戻します。

令和8年度の決算後、戻入処理をして区へ返還します。

⇒団体より過大交付額3,329円の返還を受け、6月1日付で、

実行委員会口座に返還しました。

- ・審査委員会への連絡

5月12日付でご報告しました。

令和 8 年度実行委員会収支予算書の内訳変更について

1 内訳の変更理由

- ・ 広報強化に伴い、予算を拡充するため
- ・ 項目名称を会計処理上の表現へ修正するため

2 変更内容

支出

(円)

項目	金額（変更前）	金額（変更後）	説明
祝祭コンサート	500,000	500,000	会場費、広報費
記念誌	1,350,000	1,350,000	編集・発行委託
活動団体補助金	900,000	900,000	スターター補助金
名称使用事業（記念事業）	1,000,000	1,000,000	広報費、啓発物品製作
ほどがやの百選	1,300,000	1,300,000	認定経費、冊子編集・発行委託
協賛金	200,000	200,000	郵送費、お礼の品購入費
広報関係（ロゴマーク含）	700,000	3,700,000	啓発物品の製作、 広報物の制作
実行委員会事務費	230,000	230,000	会議室使用料、消耗品費
積立金 予備費	10,000,000	7,000,000	令和 9 年度実施分
合計	16,180,000	16,180,000	

HODOGAYA



保土ヶ谷区制100周年 広報に係る制作物について



1 概要

保土ヶ谷区制100周年に向けて、ポスター、懸垂幕を制作・掲出し、100周年の認知向上と機運醸成を図ります。



2 制作内容

■ ポスター

現在展開している100周年ロゴ・デザインコンセプトを活かし、区民参加や地域の魅力が伝わる写真を取り入れたポスターを制作します（別紙参照）。

- ・ポスター 1 種類
- ・公共施設、学校、自治会町内会、商店街等に掲出

2 制作内容

■ 懸垂幕（横1,200mm×縦8,000mm）

区庁舎に懸垂幕を掲出し、来庁者等が自然に目にする環境をつくることで、100周年の認知向上を図ります。



90周年設置時のイメージ



デザイン案

2027年



保土ヶ谷区制 100周年



100周年をみんな¹²で盛り上げよう！

令和 8 年 7 月 10 日

令和 8 年度 第 1 回保土ヶ谷区制 100 周年事業補助金審査委員会報告

1. 概要

開催日時：令和 8 年 7 月 6 日（月） 15：30～16：30

場 所：保土ヶ谷区役所 2 階 202 会議室

目 的：令和 8 年度活動団体補助金制度「スターターパック制度」の申請団体について、交付決定および非交付決定を行うため

議 題：①申請内容の確認
②評価基準に基づく審査（採点・質疑応答）
③交付団体の決定

2. 審査員

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約 第 9 条より選出。

また、補助金審査に係る決定は、委員の過半数をもって決定します。

役職	職名	氏名（敬称略）
会長	100 周年事業実行委員会副会長	堀 功生
委員	こども部会長	仁平 浩史
委員	魅力部会長	大尾 美登里
委員	つながり部会長	美戸 孝紀
委員	保土ヶ谷区総務部総務課	近藤 友和

3. 申請要件

補助金の対象となる団体は、以下の要件を満たすものとします。

（事前に、事務局にて確認済み。）

1.補助対象団体（要綱第 2 条）	
1	活動団体として登録していること
2	所在地又は主たる活動場所が保土ヶ谷区内であること
3	規則、会則などの定めがあり、団体として明確な意思決定の場があること
4	団体者及び役員構成が明確であり、かつ、役員のうち 2 分の 1 以上が、この要綱における補助金の交付をうける他の団体の役員となっていないこと
5	宗教活動、政治活動又は、選挙活動を目的とした活動をしていないこと
6	公序良俗に反する活動をしていないこと

2.補助対象事業（要綱第4条）	
1	立ち上げから概ね3年未満の事業であること
2	営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業ではないこと
3	保土ヶ谷区内で保土ヶ谷区民を対象に行う事業であること
4	同一年度に、同一事業で、他の補助金を受けていない、もしくは受ける見込みのない事業であること。
3.交付申請（要綱第7条）	
1	交付申請に必要な書類一式の提出があること

4. 評価項目

項目に基づき審査を実施しました（別紙1）。

5. 申請団体・採点

別紙2のとおり。

6. 交付決定

申請のあった団体に、50,000 円の交付を決定しました。

7. 今後のスケジュール

7 月：申請団体に交付決定通知を発送

※付帯項目にて、委員会からの補足事項を通知予定。

8～2月：各団体への交付手続きを実施

3 月：令和8年度補助金交付団体報告会・交流会の実施

申請団体	(当日は事務局にて記載済みのものをお渡しいたします。)
委員氏名	

保土ヶ谷区制100周年記念事業補助金(スターターパック) 審査票

評価項目		評価軸	評価点 (1~10)
1	地域にもたらす効果	・事業が地域課題の解決や地域づくりに役立つ内容か ・地域にとってメリットがある事業か	
2	費用対効果	・効果に対して費用は適切か ・不明な支出などがないか	
3	事業の実現可能性	・事業は計画的で実現可能なものであるか ・具体性があるか、準備期間等は適切であるか	
4	団体の自立性	・財政的、人的基盤に問題はないか ・100周年に向け令和10年以降も活動できる団体か	
	合計		

※合格基準点は合計24点

備考

・申請要件は事務局で確認しております。

(申請要件:登録団体であるか、所在地が保土ヶ谷区であるか、申請事業立ち上げから概ね3年未満の団体であるか、等)

保土ケ谷区制100周年記念事業 令和8年度スターターパック申請団体一覧

No	申請団体	申請金額	その他収入	自己負担	申請事業内容	用途	部会	対象者	対象エリア	前年度実績	審査点数	交付決定額
1	NPO法人 ちゃっと	50,000	0	0	こどもの居場所を作っている人や団体をつなぐことを目的に、「こどもの居場所カレンダー」の作製に取り組む。	報償費・消耗品費・印刷製本費	こども	児童・地域団体	自社周辺（上星川）	有	123	50,000
2	ほどがやみらいプロジェクト	50,000	0	0	区民・団体・企業・学校・行政が協働し、「保土ケ谷の魅力の再発見」と「次の100 年に向けた新たなつながり」の創出を目的として、統合型の地域博覧会を開催する。	会場費・印刷製本費・その他（装飾）・消耗品費	つながり	地域団体・地域企業	公会堂周辺	有	116	50,000
3	ささやま丘の上ミュージアム	50,000	30,000	20,000	親しみのあるまちづくりを目指すため、坂道ネーミングを行う。	消耗品費・会議費・印刷製本費・謝金	魅力	区民	上菅田地区	有	132	50,000
4	保土ケ谷少年補導員連絡会	50,000	0	0	こどもの居場所づくりや、地域のつながりを目的として、交流イベント（フェスティバル）を実施する。	印刷費・消耗品費・謝礼金・通信費	こども	児童・青少年・保護者	常盤台・星川地域ケアプラザ 他	有	127	50,000
5	保土ケ谷地元応援隊（ジェンヌフィット＆ビューティー）	50,000	28,000	22,000	異世代交流を目的として、ロゴマークを用いてのワークショップ・ストレッチ講座を開催する。	消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・会場費・その他	つながり	区民	保土ケ谷スポーツセンター 他	有	121	50,000
6	みんなのほどがや楽考	50,000	10,000	10,000	保土ケ谷の魅力の発見や地域活動の促進を目的として、キャラクター（Yocco18・帷子戦士デザイナー）を用いたワークショップ実施する。	報償費・会場費・材料費・広報費・雑費	つながり	区民	ほどがや市民活動センターアワーズ（星川）	有	121	50,000
7	二つ台みーとみーと	50,000	160,000	0	地域内経済の活性化や新たなにぎわいの創出を目的として、地域交流拠点「二つ台みーとみーと」を活用し、「地域交流トークイベント」の定期開催をする。	報償費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料	つながり	区民	横浜国立大、二つ台みーとみーと周辺（常盤台）	有	126	50,000
8	ファミリーヒストリー友の会	50,000	0	0	世代間交流や地域への愛着醸成を目的に、マープルチョコ系図絵巻のワークショップを行う。	消耗品費・印刷費・交通費・雑費	つながり	児童・保護者	公共施設周辺 他	有	108	50,000
9	非営利団体アヴニールリアン	50,000	467,000	0	区民が楽しみながら100周年への理解と愛着を深めることを目的として、「保土ケ谷秋のパンまつり～ほどがや100周年ミッション～」を開催。	消耗品費	こども	区民	県立保土ケ谷公園	新規	124	50,000
10	保土ケ谷区民会議	50,000	0	10,000	100周年機運醸成事業として「ほどがや川柳」を実施する。	報償費・消耗品費・印刷製本費	魅力	区民	保土ケ谷区全域	新規	127	50,000
11	保土ケ谷ジュニアラクロス	50,000	0	10,000	地域コミュニティの再活性化を目的として、ラクロス体験会＆交流会イベントを実施する。	消耗品費	つながり	区民	新井中学校周辺	新規	106	50,000
12	わっか “みんなの食堂”	50,000	48,000	0	地域のつながりを広げることを目的として、地元の野菜を使って食堂イベントを開催する。	食糧費・消耗品費・保険料	つながり	区民	峰沢町岡沢町周辺他	新規	120	50,000
13	町採れフルーツ探検隊	50,000	0	0	地産地消や地域への愛着醸成に加えて世代間交流を目的として、地域の果樹園で収穫体験イベントを実施する。	消耗品費、印刷費、保険料、運搬費	つながり	児童・保護者	公共施設周辺や地域の果樹園 他	新規	110	50,000
14	特定非営利活動法人居場所そら	50,000	50,000	0	こども同士の交流促進や、こどもの居場所づくりへの発展を目的に、誰でも参加できるオープン参加型のクリスマス会を開催します。	広報費・報償費・消耗品費	こども	児童	仏向小学校周辺	新規	112	50,000
											96点が基準ライン	

HODOGAYA



100周年記念パレードについて



1 100周年記念パレード委員会の開催について

- (1) 開催日
令和8年6月26日（金）
- (2) パレード委員会メンバー

委員長	寺坂	悦郎	（保土ヶ谷区商店街連合会会長）
委員	工藤	圭亮	（昭和建設株式会社 代表取締役）
	白石	勝己	（保土ヶ谷区青少年指導員協議会 会長）
	高橋	克明	（有限会社高橋商会 代表取締役）
	広田	正喜	（保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会 会長）
	安田	峰雄	（天王町商店街協同組合 代表理事）
	吉野	都茂恵	（保土ヶ谷区民謡舞踊愛好会 会長）
	渡邊	啓一	（横浜市幼稚園協会保土ヶ谷支部 代表）



2 100周年記念パレードの日程等について

(1) 開催日

令和9年11月21日（日）AM（予備日 11月28日（日））

(2) コース案

第1候補（約2.7km）

イコット広場（保土ヶ谷駅）→旧東海道→天王町商店街→
星川駅前→星川中央公園

第2候補（約2.5km）

YBP→天王町駅→天王町商店街→星川駅前→星川中央公園

(3) その他

終点星川中央公園での催しについて検討を進める

第1候補

イコット広場～天王町商店街～星川中央公園（約2.7km）



第2候補

Y B P → 天王町駅前 → 天王町商店街 → 星川駅前（約2.5km）



3 全体スケジュール

R8.6.26

第1回 パレード委員会開催

- ▶開催日程の検討
- ▶行進ルートの検討

R8.9.4

第2回 パレード委員会開催

- ▶行進ルートの確定
- ▶関係機関と協議

R8.10月

▶広報よこはまで開催公表

R8.11月以降

**第3回 パレード委員会開催
(以降適宜開催)**

R9.4月頃～

- ▶参加団体の募集開始
- ▶関連団体へ協力依頼

R9.11.21

▶記念パレードの実施



HODOGAYA



区公式マスコットのゆるバス出場について



1 目的

区制100周年の機運醸成を図るとともに、マスコットの認知度向上および区民参加の促進を目的として、全国規模イベント「ゆるバス」に出場します。

また、本イベントを通じて、若年層など新たな層への認知拡大を図ります。



2 概要

■ゆるバースとは

- ・全国のご当地キャラクターによる人気投票イベント
- ・オンライン投票と現地イベントを組み合わせ実施
- ・約300団体が参加する全国規模のイベント

■投票方法・スケジュール

- ・オンライン投票:令和8年8月1日～10月3日 ※1人1日1回投票可能
- ・決戦投票:令和8年10月3日・4日(さいたまスーパーアリーナ)



3 プロモーション展開について

区民の投票参加を促進するため、既存媒体・地域の施設等を活用して広く周知します。

■主な取組予定

- ・区公式SNS、広報よこはま、デジタルサイネージでの広報
- ・商業施設での店頭呼びかけ
- ・公共施設、商店街、駅等でのポスター掲示・チラシ配架
- ・地域の夏祭りでのPR 等

4 製作物について

■主な製作物

(1) トレーディングカード（トレカ）

- ・ マスコットファンやこども層に人気の高い配布物
- ・ 決戦投票会場における来場者への訴求に活用
- ・ 区民まつりや100周年関連イベントでの配布も想定



※イメージ

(2) ほどぴー名刺

- ・ トレカと同様に来場者へ配布し、認知度向上を図る

HODOGAYA



保土ヶ谷区制100周年 「ほどぴーLINEスタンプ」について



1 概要

保土ヶ谷区公式マスコット「ほどぴー」の認知度向上および区制100周年の機運醸成を目的に「LINEスタンプ」を制作し、有料スタンプとして公開します。

日常的に使用されるスタンプを通じて、ほどぴーと区制100周年を身近に感じてもらうことを想定しています。





2 実施内容

実施主体	: 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会
内容	: 「ほどぴー」のスタンプ 24種類 ※詳細別紙参照
販売期間	: 令和8年10月1日(木)～令和9年12月末
販売場所	: LINEスタンプショップ(LINEアプリ内)
価格	: Web版:190円 LINE アプリ内:70コイン(210円相当)



3 スケジュール



9月上旬:LINEスタンプの申請・審査 ※数日の見込み

9月25日(金):記者発表

10月1日(木):販売開始



スタンプ

編集



販売申請